

川西市納税通知書等封筒への広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、川西市有料広告取扱要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき、川西市納税通知書等封筒（以下「封筒」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(封筒の種類)

第2条 広告を掲載する封筒の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市・県民税・森林環境税（普通徴収）の納税通知書発送用封筒
- (2) 軽自動車税（種別割）の納税通知書発送用封筒
- (3) 固定資産税・都市計画税の納税通知書発送用封筒

(広告の範囲)

第3条 封筒に掲載する広告が、要綱第4条各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載することができない。

(広告の規格及び掲載位置)

第4条 広告の規格及び掲載位置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 広告枠は、縦6cm×横8cmの1枠とし、広告の掲載位置は、封筒裏面とする。
- (2) 表示の色は、単色とする。

(封筒の使用期間)

第5条 封筒の使用期間は、第8条第3項に規定する承諾書に記載されている年度の4月1日から1年間とする。ただし、期間の途中で作成した枚数をすべて使用したとき、又は市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(広告掲載の募集)

第6条 広告掲載の募集については、広報かわにし及び市ホームページで公募する。

- 2 前項の規定にかかわらず、広告の掲載をしようとする者（以下「申込者」という。）がない場合は、市長は、事業者等に個別に広告掲載についての働きかけをすることができる。

(広告掲載の申込み)

第7条 申込者は、納税通知書等封筒広告掲載申込書(様式第1号)に必要書類を添付して、持参又は郵送の方法により市長に提出しなければならない。この場合において、書類の提出先は別表のとおりとする。

- 2 前項に規定する必要書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 法人 商業登記簿謄本、主務官庁の発行した認可証又は許可証の写し、見積書
- (2) 個人 住民票の写し、見積書

- 3 第1項の場合において、申込者は、市税等を完納していなければならない。

(広告主の選定)

第8条 市長は、前条の規定により提出された書類を審査し、広告掲載者（以下「広告主」という。）を選定する。

2 市長は、前項の規定による審査を終えたときは、申込者に対し、納税通知書等封筒広告掲載可否通知書（様式第2号）によりその結果を通知するものとする。

3 広告主は、市長が指定する期日までに承諾書（様式第3号）を提出しなければならない。

(広告掲載の審査及び決定)

第9条 前条で選定された広告主は、市長が定める期日までに掲載希望広告の案を提出し、市に広告掲載の承認を求めなければならない。

2 市長は、掲載希望広告等の内容を審査し、掲載の可否を決定する。

3 前項の審査は、要綱第9条第1項に規定する川西市広告審査会において審査を行うものとする。

(広告掲載料)

第10条 広告掲載料は、広告主の決定を受けた者が、第7条第1項に規定する納税通知書等封筒広告掲載申込書に記載した価格とする。

(広告掲載料の返還)

第11条 既納の広告掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告を掲載することができなかつたときは、既納の広告掲載料は全額返還する。

2 前項ただし書の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第12条 広告主は、掲載広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、掲載広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び掲載広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対し保証するものとする。

3 広告主は、掲載広告の内容等に関し、第三者からの苦情、被害救済の申し出、損害賠償の請求等があった場合は、広告主の責任及び負担においてこれらを解決しなければならない。

(補則)

第13条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この基準は、平成21年11月10日から施行する。

付 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

封筒の種類	提出先
市・県民税・森林環境税（普通徴収）の納税通知書発送用封筒	総務部市民税課
軽自動車税（種別割）の納税通知書発送用封筒	
固定資産税・都市計画税の納税通知書発送用封筒	総務部資産税課